

# 監 査 結 果 報 告 書

令 和 5 年 度

佐賀中部広域連合監査委員

佐中広監査35号  
令和6年3月27日

佐賀中部広域連合議会議長 重松 徹 様  
佐賀中部広域連合長 坂井 英隆 様

佐賀中部広域連合監査委員 力久 剛



佐賀中部広域連合監査委員 野副 芳昭



### 定期監査の監査結果に関する報告書について

地方自治法第292条において準用する同法第199条第1項及び第4項の規定により、令和5年度に実施した定期監査について、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を決定し、提出する。

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の方法

財務事務及び行政事務が法令に適合し正確に行われているか、また、行政運営が合理的かつ能率的に行われているかという観点から、提出された資料及び帳簿の全部又は一部を抽出し確認を行うとともに、関係職員に説明を求めた。また、必要に応じ現地に赴き、資産等の確認を行い、前回監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。

なお、監査対象部署ごとに、前回監査結果及び業務上のリスクを基にして設定した監査重点項目及び監査委員の指示事項を中心に監査を実施した（消防署を除く。）。

##### (2) 監査の対象等（監査実施対象：3課2署）

監査対象		監査対象期間	監査実施期間
事務局	総務課	令和 4年 4月 1日 令和 5年 3月 31日	令和 5年 8月 1日 令和 5年 11月 20日
	認定審査課		

監査対象		監査対象期間	監査実施期間
佐賀広域消防局	情報指令課	令和 4年 4月 1日 令和 5年 3月 31日	令和 5年 8月 1日 令和 5年 11月 20日
	南部消防署		
	神埼消防署		

(3) 定期監査の重点項目設定数 (対象3課)

区 分	重点項目 (課)	事務局		佐賀広域消防局
		総務課	認定審査課	情報指令課
1 服務関係	2	○		○
2 文書	2	○	○	
3 収入	0			
4 支出	1		○	
5 契約	3	○	○	○
6 工事等の執行	0			
7 補助金等	0			
8 財産管理	0			
9 現金の取扱い	0			
10 内部統制	0			
11 その他	0			
計	8	3	3	2

※消防署 (2署) については、監査重点項目を設定せず、全般的に監査を行った。

(4) 定期監査における指摘事項等の件数

(単位：件)

区 分	指摘事項		検討を求める事項		注意を求める事項		計	
	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4
1 服務関係	0	0	0	0	0	0	0	0
2 文書	0	0	0	0	2	2	2	2
3 収入	0	0	0	0	0	0	0	0
4 支出	0	0	0	0	0	0	0	0
5 契約	0	0	0	0	0	0	0	0
6 工事等の執行	0	0	0	0	0	0	0	0
7 補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0
8 財産管理	0	0	0	0	0	0	0	0
9 現金の取扱い	0	0	0	0	0	0	0	0
10 内部統制	0	0	0	0	0	0	0	0
11 その他	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	2	2	2	2

3課2署 3課2署

(指 摘 事 項) 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの

(検討を求める事項) 違法又は不当な事項で、改善について検討を求めることが適当なもの

(注意を求める事項) 違法又は不当な事項で、注意を求めることが適当なもの

※指摘事項等の区分は、監査重点項目の設定区分と一致しない場合がある。

(5) 監査結果の講評

監査の終了に際しては、監査対象となった部署を所管する局長等に対して、監査委員が指摘事項等についての説明を行い、是正、改善を要請した。

## 2 監査の結果

監査の対象	佐賀広域消防局 情報指令課 (監査重点項目：サービス関係、契約) 佐賀広域消防局 南部消防署 (監査重点項目：設定なし) 佐賀広域消防局 神埼消防署 (監査重点項目：設定なし)
監査の結果	財務等に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されていた。

監査の対象	事務局 総務課
監査重点項目	サービス関係、文書、契約
監査の結果	○注意を求める事項 <b>チェック体制について</b> 起案文書において、保存年限、決裁日、施行日及び訂正印のないものが散見された。 前回監査において、チェック体制の強化を求めていたが改善されていなかった。 監査において指摘された事項を部署内で共有し、再発防止に努め、チェック体制の強化を図られたい。

監査の対象	事務局 認定審査課
監査重点項目	文書、支出、契約
監査の結果	○注意を求める事項 <b>起案文書について</b> 介護認定審査会端末機器の賃貸借契約 (5,065,500円) 及び介護認定調査入力端末機器の賃貸借契約 (4,230,600円) において、債務負担行為 (令和2年度から令和7年度) を設定し契約しているが、方針決定の起案において契約方法を誤って長期継続契約と記載していた。また、方針決定及び契約締結起案について、決裁区分を局長や副局長専決とすべきところ、課長専決としていた。 佐賀中部広域連合事務決裁規程及び佐賀中部広域連合公文書の作成に関する指針に基づき、適正な事務を行うとともに、チェック体制の強化を図られたい。